

○千葉県収入証紙規則（昭和33年4月1日規則第12号）

千葉県収入証紙規則

昭和三十三年四月一日

規則第十二号

（目的）

第一条 この規則は、使用料及び手数料条例施行規則（昭和三十一年千葉県規則第二十九号）第四条第一項に規定する千葉県収入証紙（以下「収入証紙」という。）の種類、売りさばきの手続等を定めることを目的とする。

（適用範囲）

第二条 県の収入証紙の取扱いに関しては、この規則に定めるもののほか、千葉県財務規則（昭和三十九年千葉県規則第十三号の二。以下「財務規則」という。）の定めるところによる。

（収入証紙の種類及び形式）

第三条 知事が売りさばく収入証紙の種類及び刷色は、次表に掲げるとおりとし、形式は、別表第一のとおりとする。

種別	刷色
一円券	紅藤色
五円券	水色
十円券	黄色
五十円券	若草色
百円券	赤色
二百円券	えんじ色
三百円券	茶色
四百円券	群青色
五百円券	だいだい色
千円券	紫色
二千円券	黄味だいだい色
三千円券	青色
五千円券	黄茶色（薄い紫色の地紋入り）
一万円券	オリーブ色（薄い紫色の地紋入り）
五万円券	青緑色（薄い紫色の地紋入り）

（収入証紙の売りさばき）

第四条 収入証紙の売りさばきに関する事務については、この規則に特別の定めのあるものを除き、かい長（財務規則第二条第五号に規定するかい長をいう。）に委任する。

2 収入証紙は、前項に規定するもののほか、第六条又は第六条の二の規定により指定を受けた収入証紙売りさばき人（以下「売りさばき人」という。）において売りさばくものとする。

(売りさばき手数料の交付)

第五条 知事は、千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成十二年千葉県条例第一号）第二条の規定により収入証紙の売りさばきに関する事務を処理することとされた市町村（以下「市町村」という。）が収入証紙を売りさばいたときは、売りさばき手数料として売りさばいた金額の百分の三を当該市町村に、四半期ごとに、交付するものとする。

2 知事は、売りさばき人に収入証紙を売つたときは、その都度売つた金額の百分の三（当該売りさばき人が前年度において買い受けた収入証紙の額面金額の合計額が二十五億円を超える場合にあっては、百分の二）の額とその額に消費税法（昭和六十三年法律第八号）第二十九条に規定する税率を乗じて得た額及び当該乗じて得た額に地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七十二条の八十三に規定する税率を乗じて得た額との合計額を売りさばき手数料として売りさばき人に交付するものとする。

(県内売りさばき人の指定)

第六条 県内（千葉市及び市原市を除く。以下同じ。）において売りさばき人になろうとする者は、千葉県収入証紙売りさばき人指定申請書（別記第一号様式）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項に規定する申請を受理したときは、当該売りさばきの場所を管轄する別表第二に掲げる地域振興事務所の長（以下「管轄地域振興事務所長」という。）の意見を聴取して指定の可否を決定し、その旨を管轄地域振興事務所長を通じて申請人に通知しなければならない。

3 県内における売りさばき人（以下「県内売りさばき人」という。）が売りさばきの場所を増設し、又は売りさばきの場所の位置を変更しようとするときは、千葉県収入証紙売りさばき場所増設・変更申請書（別記第一号様式の二）を知事に提出しなければならない。

4 第二項の規定は、前項の申請について準用する。

(千葉市及び市原市並びに県外における売りさばき人の指定)

第六条の二 千葉市及び市原市並びに県外において売りさばき人になろうとする者は、千葉県収入証紙売りさばき人指定申請書（別記第一号様式）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項に規定する申請を受理したときは、指定の可否を決定し、その旨を申請人に通知しなければならない。

3 千葉市及び市原市並びに県外における売りさばき人が売りさばきの場所を増設し、又は売りさばきの場所の位置を変更しようとするときは、千葉県収入証紙売りさばき場所増設・変更申請書（別記第一号様式の二）を知事に提出しなければならない。

4 第二項の規定は、前項の申請について準用する。

(売りさばき人)

第七条 売りさばき人は、標札（別記第二号様式）を公衆の見やすい箇所に掲げておかなければならない。

2 売りさばき人は、その売りさばく収入証紙を知事又は管轄地域振興事務所長から額面金額をもつて買い受けなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、売りさばき人は、その売りさばく収入証紙を管轄地域振興事務所長以外の別表第二に掲げる地域振興事務所の長（以下単に「地域振興事務所長」という。）から額面金額をもつて買い受けることもできる。この場合においては、あらかじめその旨を知事に届

け出なければならない。

4 前二項の規定により売りさばき人が買い受けた収入証紙のうち、売りさばき人の故意又は重大な過失によらないで汚損し、又は毀損したときは、買い受けた知事又は地域振興事務所長に対して引換えを請求することができる。

5 売りさばき人が収入証紙の売りさばきの業務を廃止しようとする場合にあつては千葉県収入証紙売りさばき人廃止届(別記第二号様式の二)を、売りさばき人が収入証紙の売りさばきを行う場所のうちの一部の場所を廃止しようとする場合にあつては千葉県収入証紙売りさばき場所廃止届(別記第二号様式の三)を知事に届け出なければならない。

6 前項の規定により売りさばきの業務を廃止した場合において、残存した収入証紙については、買い受けた知事又は地域振興事務所長に買戻しを請求することができる。この場合において、既に交付してある売りさばき手数料については、買戻した額に相当する金額について返納させるものとする。

7 売りさばき人が氏名、名称又は住所を変更したときは、速やかに氏名(名称)・住所変更届(別記第三号様式)を知事に届け出なければならない。

8 売りさばき人が死亡し、又は解散し、合併により消滅し若しくは分割により売りさばきを承継させた場合において、相続人又は清算人、合併後存続する法人若しくは分割により収入証紙の売りさばきを承継した法人その他の一般承継人が収入証紙の売りさばきを継続して行おうとするときは、千葉県収入証紙売りさばき人指定継続届(別記第四号様式)を知事に届け出なければならない。

(売りさばき人の指定の取消し)

第八条 知事は、売りさばき人がこの規則に違反したとき又は不相当と認めるときは、売りさばき人の指定を取り消すことができる。

2 知事は、前項の規定により売りさばき人の指定を取り消したときは、その旨を当該売りさばき人に通知する。ただし、県内売りさばき人の指定を取り消したときに係る通知については、管轄地域振興事務所長を通じてするものとする。

(売りさばき人の指定等の告示)

第九条 知事は、第六条第二項(同条第四項において準用する場合を含む。)若しくは第六条の二第二項(同条第四項において準用する場合を含む。)の規定による指定をしたとき、第七条第五項、第七項若しくは第八項の規定による届出があつたとき又は前条の規定による指定の取消しをしたときは、その旨を告示するものとする。

(収入証紙の請求)

第十条 かい長は、収入証紙の交付を受けようとするときは、収入証紙の所要高を概算して、交付を受けようとする月の前月二十日までに、収入証紙請求書(別記第五号様式)により、知事に請求しなければならない。ただし、必要がある場合は臨時に請求することができる。

(収入証紙の返納)

第十一条 出納員又は分任出納員(以下「収入証紙取扱者」という。)が、収入証紙を取扱中に汚損し、又は毀損したときは、その旨をかい長に届け出なければならない。

2 かい長は、前項の届出があつたときは、知事に収入証紙返納書(別記第六号様式)に当該証紙を添えて返納しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、かい長は、同項の規定に該当しないで収入証紙を返納することもできる。この場合における収入証紙の返納方法については、前項の規定を準用する。

第十二条 削除

(帳簿)

第十三条 収入証紙取扱者は、収入証紙出納簿（別記第七号様式）を備え、収入証紙の出納を記載しなければならない。

(収入証紙出納報告書)

第十四条 収入証紙取扱者は、収入証紙出納報告書（別記第八号様式。以下「報告書」という。）を毎月調製し、翌月二十日までに会計管理者に提出しなければならない。

2 地域振興事務所の出納員は、市町村からの報告書により、収入証紙売りさばき報告書（別記第九号様式）を毎月調製して、その月の二十日までに、会計管理者に提出しなければならない。

(収入証紙による納入方法)

第十五条 使用料及び手数料条例施行規則第四条第一項の規定による収入証紙による納入は、その事項に係る文書に、文書のない場合は収入証紙納付書（別記第十号様式）に収入証紙を貼り付けて行うものとする。この場合において、著しく汚損し、又は毀損した収入証紙は、これを使用することはできないものとする。

(収入証紙の消印)

第十六条 前条の規定によりはり付けた収入証紙は、課又はかいの長の指定を受けた職員が日付印（別記第十一号様式）をもつて、証紙をはった紙面と収入証紙の彩紋とにかけて鮮明に消印しなければならない。

(収入証紙の返還等)

第十七条 売りさばかれた収入証紙は、これを返還して現金の還付を受け、又は他の収入証紙とこれを引き換えることができない。ただし、使用料又は手数料を納入するため収入証紙を買い受けた後、当該使用料又は手数料の額その他納入に関する事項に変更があり、当該収入証紙が不要になった場合その他やむを得ない事由があると知事又は地域振興事務所長が認める場合は、これを返還して現金の還付を受け、又は他の収入証紙とこれを引き換えることができる。

2 前項ただし書の規定により、収入証紙を返還して現金の還付を受けようとする者にあつては現金還付請求書（別記第十二号様式）に返還しようとする収入証紙を添えて、他の収入証紙と収入証紙を引き換えようとする者にあつては収入証紙引換え請求書（別記第十三号様式）に引き換えようとする収入証紙を添えて知事又は地域振興事務所長に提出しなければならない。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 千葉県収入証紙ニ関スル規程（大正二年千葉県令第九十七号）及び千葉県収入証紙取扱手続（大正二年千葉県訓令第五十一号）は、廃止する。

3 この規則施行の際、現に売さばき人の指定をうけている者は、この規則による売さばき人として指定をうけたものとみなす。

4 市町村長は、前項の売さばき人の住所売さばき場所及び氏名（法人にあつてはその名称及び代表者氏名）を財務事務所長等を経由して知事に報告しなければならない。

5 この規則施行の際、現に一円未満の収入証紙を所持している者は、この規則施行の日から二箇月以内に、財務事務所等に戻し又は引換を請求することができる。

一部改正〔昭和三十五年規則五二号〕

附 則（昭和三十三年十二月二十六日規則第六十二号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十三年十月一日から適用する。（後略）

附 則（昭和三十五年十月十四日規則第五十二号抄）

1 この規則は、昭和三十五年十一月一日から施行する。

附 則（昭和三十六年一月二十日規則第二号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三十八年二月十九日規則第十一号）

1 この規則は、昭和三十八年四月一日から施行する。

2 この規則による改正前の千葉県収入証紙規則（以下「旧規則」という。）の規定による収入証紙は、この規則施行後においても昭和三十八年四月二十日までは、なお使用することができる。

3 旧規則の規定による収入証紙とこの規則による改正後の収入証紙との引換えは、財務事務所等において取り扱うものとし、その期限は、昭和三十八年五月三十日までとする。

4 収入証紙の消印については、この規則施行後においても、昭和三十八年五月三十一日までは、なお従前の例によることができる。

附 則（昭和三十九年五月二十九日規則第三十七号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十九年四月一日から適用する。

附 則（昭和三十九年七月三日規則第四十二号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四十年三月二十三日規則第十六号）

この規則は、昭和四十年四月一日から施行する。

附 則（昭和四十六年十月八日規則第七十七号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四十八年四月一日規則第二十六号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五十三年四月一日規則第十八号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五十四年二月九日規則第二号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則施行の日前に改正前の千葉県収入証紙規則の規定に基づき発行された未使用の五千円券及び一万円券は、改正後の千葉県収入証紙規則の規定にかかわらず、この規則施行の日以後においても当分の間、使用することができる。

附 則（昭和五十五年四月一日規則第十三号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五十六年三月二十四日規則第十五号）

この規則は、昭和五十六年四月一日から施行する。

附 則（昭和五十六年四月一日規則第二十四号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六十三年四月一日規則第三十三号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年一月二十日規則第四号）

この規則は、平成元年四月一日から施行する。

附 則（平成元年四月一日規則第五十四号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二年七月十三日規則第四十九号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成三年三月十九日規則第十八号）

この規則は、平成三年四月一日から施行する。

附 則（平成四年三月二十一日規則第十号）

この規則は、平成四年四月一日から施行する。

附 則（平成八年三月二十五日規則第十五号）

この規則は、平成八年四月一日から施行する。

附 則（平成九年二月二十五日規則第十五号）

（施行期日）

1 この規則は、平成九年七月一日から施行する。ただし、第五条の改正規定は同年四月一日から、第十五条の改正規定は公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則（前項ただし書に規定する改正規定を除く。以下同じ。）による改正前の千葉県収入証紙規則の規定による千葉県収入証紙は、この規則による改正後の千葉県収入証紙規則の規定にかかわらず、この規則の施行の日以後においても当分の間、使用することができる。

附 則（平成十二年三月三十一日規則第九十一号）

この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（平成十三年三月三十日規則第七十号）

この規則は、平成十三年四月一日から施行する。ただし、第三条及び別表第一の改正規定は、同年十月一日から施行する。

附 則（平成十四年三月二十九日規則第三十九号）

（施行期日）

1 この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日までの間、改正後の千葉県収入証紙規則第五条第二項の規定の適用については、同項中「百分の二」とあるのは、「百分の二・五」とする。

3 この規則の施行前に、改正前の千葉県収入証紙規則の規定により調製した申請書、標札等については、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成十四年五月二十一日規則第六十一号）

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に、改正前の千葉県収入証紙規則の規定により調製した申請書については、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則 (平成十六年四月一日規則第七号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成十七年三月七日規則第二十五号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に、改正前のそれぞれの規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則 (平成十七年三月二十八日規則第四十二号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成十七年六月七日規則第二百二十二号)

この規則は、平成十七年七月一日から施行する。

附 則 (平成十七年九月二十七日規則第六十二号)

この規則は、平成十七年十二月五日から施行する。

附 則 (平成十七年十二月九日規則第九十二号)

この規則は、平成十八年一月二十三日から施行する。

附 則 (平成十八年三月十七日規則第二十七号)

この規則は、平成十八年三月二十七日から施行する。ただし、別表第二南房総県民センター安房事務所の項の改正規定は、同月二十日から施行する。

附 則 (平成十九年三月三十日規則第二十一号)

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十年三月十八日規則第十三号)

(施行期日)

1 この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の千葉県収入証紙規則の規定による千葉県収入証紙は、改正後の千葉県収入証紙規則の規定にかかわらず、この規則の施行の日以後においても、使用することができる。

附 則 (平成二十三年三月三十一日規則第七十六号)

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の千葉県収入証紙規則の規定による千葉県収入証紙は、改正後の千葉県収入証紙規則

の規定にかかわらず、この規則の施行の日以後においても、使用することができる。

3 この規則の施行前に、改正前の千葉県収入証紙規則の規定により調製した用紙については、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和三年十二月二十八日規則第四百号）

この規則は、令和四年一月一日から施行する。

別表第二（第六条第二項及び第七条第三項）

名称	管轄する区域
葛南地域振興事務所	市川市、船橋市、習志野市、八千代市及び浦安市
東葛飾地域振興事務所	松戸市、野田市、柏市、流山市、我孫子市及び鎌ヶ谷市
印旛地域振興事務所	成田市、佐倉市、四街道市、八街市、印西市、白井市及び富里市並びに印旛郡
香取地域振興事務所	香取市及び香取郡
海匝地域振興事務所	銚子市、旭市及び匝瑳市
山武地域振興事務所	東金市、山武市及び大網白里市並びに山武郡
長生地域振興事務所	茂原市及び長生郡
夷隅地域振興事務所	勝浦市及びいすみ市並びに夷隅郡
安房地域振興事務所	館山市、鴨川市及び南房総市並びに安房郡
君津地域振興事務所	木更津市、君津市、富津市及び袖ヶ浦市